

# 野洲市耐震改修促進計画

平成28年3月

野 洲 市



# 野洲市耐震改修促進計画

## 目次

1. 計画概要	
1-1. 計画の趣旨	1
1-2. 計画の目的	2
1-3. 計画の位置づけ	2
1-4. 計画の役割	2
1-5. 計画の期間	2
1-6. 耐震改修促進法改正の概要	3
1-7. 本計画で扱う建築物の定義	4
2. 野洲市における地震被害想定	
2-1. 過去の地震被害	8
2-2. 想定される地震の規模と被害状況	11
3. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標	
3-1. 住宅の耐震化の現状	20
3-2. 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状	23
3-3. 耐震診断の義務化された建築物の耐震化の現状	26
3-4. 公共建築物の耐震化の現状	26
3-5. 耐震改修等の目標の設定	27
4. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	
4-1. 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	30
4-2. 促進を図るための支援策	32
4-3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	37
4-4. 地震時の建築物の総合的な安全対策	39
4-5. 特定優良賃貸住宅の空き家の活用	42
4-6. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	42
5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項	
5-1. 地震ハザードマップの周知・啓発	43
5-2. 相談体制の整備および情報提供の充実	44
5-3. パンフレット・セミナー等市民への啓発の推進	44
5-4. 自治会等との連携	45
5-5. 減災教育による人材育成	45
6. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	
6-1. 所管行政庁との連携	46
6-2. 新たに建築される建物の耐震化	46
6-3. 県等への要請	46

《資料編》

資料 1	主要活断層の状況	47
資料 2	建築基準法等における耐震関係規定改正の流れ	79
資料 3	関係法令	81
資料 4	用語解説	119
【概要版】		125

## 1. 計画概要

### 1-1. 計画の趣旨

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では地震により多くの尊い命が奪われ、その後も、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しました。最近では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災が記憶に新しいところです。

阪神・淡路大震災において、地震による直接的な死者数は 5,502 人でしたが、その約 9 割の 4,831 人が、住宅・建築物の倒壊等によるものとされています。さらに、倒壊した建築物により避難経路が閉ざされ、避難が出来ない事態や、救助の遅れなど、建築物倒壊による二次的な被害があったことも指摘されています。

このため、市は県と協力し、地震被害軽減対策の中でも最も効果的とされている住宅・建築物の耐震化に取り組んできたところです。

平成 21 年に公表された国の調査結果によると、滋賀県において最大の被害が予想される琵琶湖西岸断層帯の発生確率は以前より低くなったものとされていますが、大地震はいつ、どこで発生するかわからないうえ、発生すると甚大な被害をもたらすおそれがあります。

一方で、東日本大震災においては、津波による被害に注目が集まりましたが、地震動による被害も決して小さいものではなく、大規模建築物の利用者に死傷者が出たほか、庁舎が使用不能になるなどの被害があったため、多数の者が利用する建築物や、防災上重要な機能を果たす建築物の耐震化の重要性があらためて認識されるようになりました。

平成 25 年には南海トラフ巨大地震の発生確率が 30 年間で 70%に見直され、国の被害想定によれば、その発生による太平洋側への被害は広域かつ甚大なものになり、県内の地域にも大きな被害が及ぶものとされています。

これを受けて、同年には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」といいます。）が改正され、不特定多数の者が利用する建築物など、一部の建築物について耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修に対する取組みが強化されました。

さらに、平成 27 年 6 月の国土強靱化基本計画の閣議決定を受け、国土強靱化推進本部において、「国土強靱化アクションプラン 2015」が決定され、この中で、住宅の耐震化率を平成 25 年時点の 82%から、平成 32 年までに 95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 25 年の 85%から、平成 32 年までに 95%まで引き上げることが目標とするという方針が示されました。

滋賀県においては、平成 19 年 3 月策定の「滋賀県既存建築物耐震改修計画」をもとに住宅・建築物の耐震化に関する各種施策を行ってきましたが、平成 25 年の耐震改修促進

法改正に伴い、平成 27 年度に「滋賀県既存建築物耐震改修計画」が改定されました。

野洲市においては、平成 20 年 2 月に「野洲市耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化を計画的かつ総合的に推進するため各種施策を行ってきましたが、平成 27 年度に最終年度を迎えることから、その効果を検証するとともに今回の法改正と県計画の改定を踏まえ、新たな計画として改定するものです。

## 1-2. 計画の目的

野洲市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき策定し、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、市民の生命・身体および財産を保護するため、市と県が連携して、市内の建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的とします。

## 1-3. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法の第 5 条および国土交通大臣が定めた基本方針に基づき策定された「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」（平成 28 年 3 月）を踏まえ、「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」を将来像とする「第 1 次野洲市総合計画（改訂版）」（平成 24 年 4 月）をはじめ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき防災に係る総合的な運営を計画化した「野洲市地域防災計画」（平成 25 年 7 月）および住宅行政の基本となる「野洲市住生活基本計画」（平成 28 年 3 月）を踏まえ本計画を策定しました。

## 1-4. 計画の役割

本計画は、滋賀県、県内各所管行政庁および野洲市、建築関係団体、建築物所有者、建築物技術者等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携を図り、耐震改修促進法に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するためのマスタープラン（基本計画）とします。

## 1-5. 計画の期間

本計画の実施期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

なお、本計画目標については、適宜検証を行い、進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しなどを行います。

---

**実施期間：平成28年度から平成37年度まで**

## 1-6. 耐震改修促進法改正の概要

耐震改修促進法は、本計画の根拠法令です。平成 18 年 1 月の耐震改修促進法施行によって、「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとする。」とされました。

また、平成 25 年 11 月施行の法改正では、建築物の耐震改修を促進する取組みを強化する措置が講じられました。

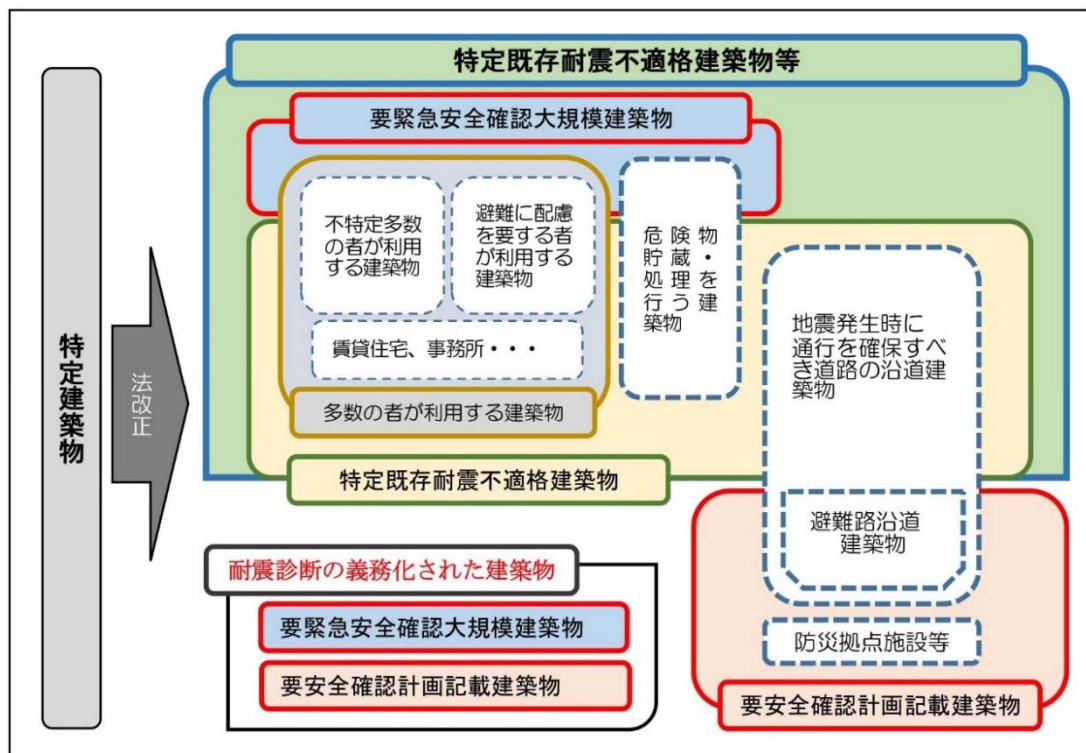
この法改正の主な内容は、以下のとおりです。

- ①不特定多数が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物および危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものについて、平成 27 年 12 月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが法律で義務付けられました。（要緊急安全確認大規模建築物）
- ②都道府県が指定することで、学校、集会場および病院等の防災拠点となる建築物について耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。また、都道府県または市町村が、通行を確保すべき道路として指定することで、その沿道の建築物について、耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。（要安全確認計画記載建築物）
- ③耐震改修を円滑に促進するために、耐震性に係る表示制度の創設、認定された耐震改修の計画について容積率・建ぺい率の特例および区分所有建築物（マンション等）の大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和などの措置が設けられました。

## 1-7. 本計画で扱う建築物の定義

平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、法改正前の「特定建築物」は、その一部の用途で規模の大きいものについて、耐震診断の義務化の対象となる「要緊急安全確認大規模建築物」と定められ、それ以外を「特定既存耐震不適格建築物」とすることが定められました。また、本計画または県計画で指定することにより、耐震診断の義務化の対象となる「要安全確認計画記載建築物」が定められました。その他、本計画で扱う建築物の定義は次のとおりです。

図 建築物定義の構成



### ① 要緊急安全確認大規模建築物と特定既存耐震不適格建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、法改正前の定義で「特定建築物」であったものが、その用途・規模により細分化され、多数の者が利用する、または危険物の貯蔵・処理を行う建築物で大規模なものが「要緊急安全確認大規模建築物（附則第 3 条）」、それ以外のものが「特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 1 号、2 号、3 号）」と定められました。また、本計画ではこれらを総称して「特定既存耐震不適格建築物等」と呼ぶこととします。

### ② 要安全確認計画記載建築物（法第 7 条第 1 号、第 2 号、第 3 号）

大地震時の広域的な避難等に必要な道路の通行の確保のため、県または市が道路を指定し、その沿道建築物の耐震診断を義務付けることができるようになりました。また、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物として県が指定したものについても、耐震診断を義務付けることができるようになりました。これらを総称し「要安全確認計画記載建築物」と定められました。



表 耐震診断が義務づけられている建築物の規模要件一覧表

	法	用途	各建築物の規模要件
要安全確認計画記載建築物	法第5条第3項第1号	防災拠点建築物 大規模な災害が発生した場合、その利用を確保することが公益上必要となる建築物	県が指定する庁舎、避難場所等の防災拠点建築物
	法第5条第3項第2号	避難路沿道建築物 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が滋賀県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の1/2に相当する高さを超える建築物 (ただし、12m以下の場合は6m以上)
	法第6条第3項第1号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が野洲市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 (野洲市では、記載道路はなし)	
要緊急安全確認大規模建築物	附則第3条	幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
		小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	階数3以上かつ5,000㎡以上
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）			
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	5,000㎡以上かつ、境界線から一定距離以上内に存する建築物		

### ③多数の者が利用する建築物

特定既存耐震不適格建築物等のうち、一部の用途については「多数の者が利用する建築物」とされており、国の基本方針でもこの語が用いられています。(法第14条第1号、附則第3条)

前計画においては、「特定建築物」全体の耐震化率について目標値を定めていましたが、国の基本方針および「滋賀県耐震改修促進計画」に基づき「多数の者が利用する建築物」の耐震化率についての目標値を定めます。

### ④地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

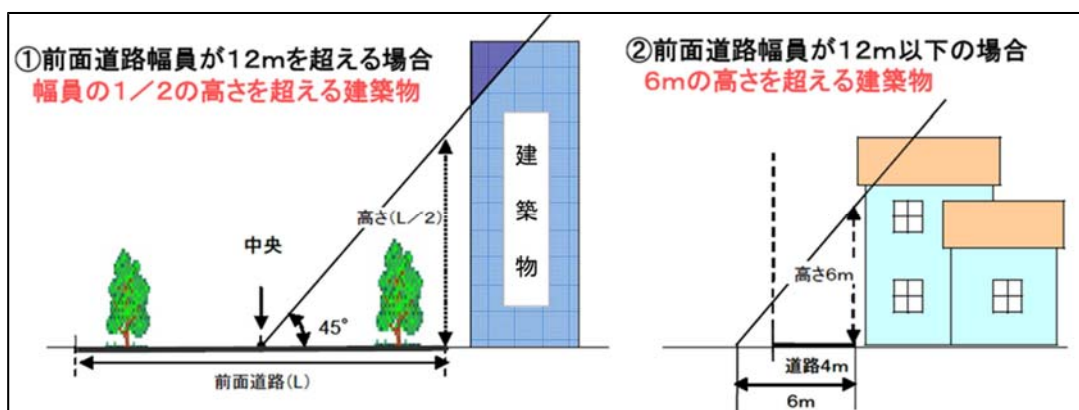
地震発生時に通行を確保すべき道路には、県や市が沿道建築物を耐震診断義務付けの対象として指定した道路と、耐震診断・改修の努力義務の対象として指定した道路があります。

滋賀県では、特に沿道の耐震化を進めるべき道路として、平成25年に改正された耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、一部の道路を指定し、当該道路にその敷地が接する倒壊することにより道路をふさぐおそれのある住宅・建築物で昭和56年5月31日以前に着工されたものに耐震診断とその結果の報告を義務付けています。これらを「避難路沿道建築物」と呼ぶこととします。

○滋賀県が耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定する避難路には、野洲市内に該当する道路はありません。

○野洲市においては、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づき指定する道路はありません。

図 道路をふさぐおそれがある住宅建築物



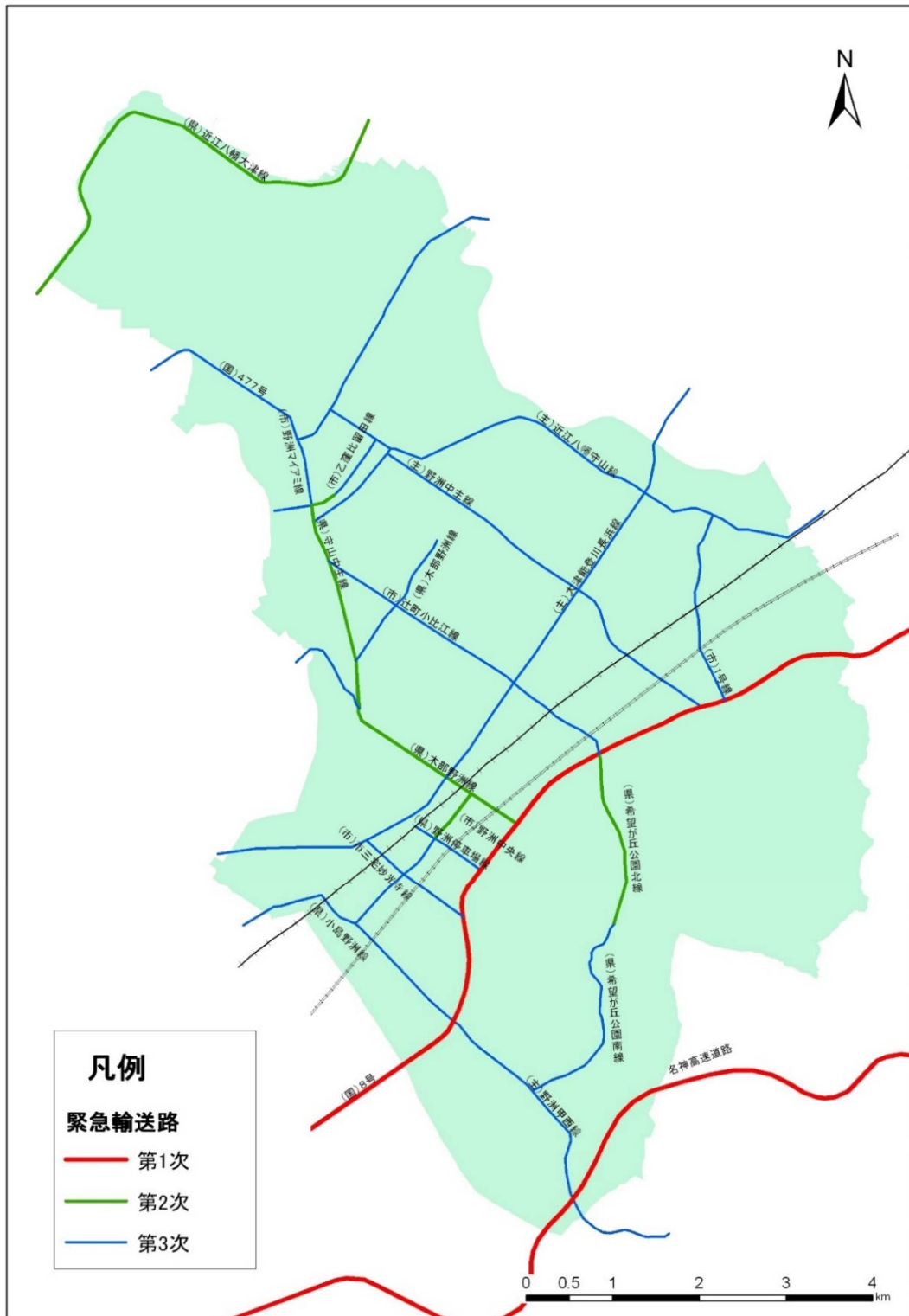
出典「国土交通省ホームページ」

また、地震発生時に通行を確保すべき道路として、その沿道建築物を耐震診断・改修の努力義務の対象とする道路について、滋賀県では「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書」(平成25年2月策定)で定めた第1次、第2次緊急輸送道路としています。

本市では、「野洲市地域防災計画」と「野洲市耐震改修促進計画」で定めた「第3次緊急輸送道路」とします。(法第6条第3項第2号)

図 緊急輸送道路ネットワーク

(出典：野洲市地域防災計画)



⑤病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、県計画で指定する建築物で「防災拠点施設等」と呼ぶこととします。

○野洲市内には、該当建築物はありません。

## 2. 野洲市における地震被害想定

### 2-1. 過去の地震被害

滋賀県内に被害をもたらした主な地震は以下に示すとおりで、これらの地震によって本市に大きな地震被害の起こった記録はほとんどありません。

しかし唯一、明治 24（1891）年の濃尾地震によって当時の野洲郡三上村大字三上や、中洲村で液状化現象が起こったとされています。

表 過去の地震被害

発生年月日	地震名	マグニ チュード	人・家屋の被害 死者数(上段) 全壊戸数(下段)	滋賀県内の被害	
				彦根の 震度	被害の状況
明治 24 年 10 月 28 日	濃尾地震	8.0	7,273 人 142,177 戸	5～6 (推定)	死者 6、負傷者 47、家屋全壊 404、家屋半壊 776、 道路破損 47、橋梁損落 7、堤防決壊 177、山崩れ 1
明治 32 年 3 月 7 日	紀和地震	7.0	7 人 35 戸	5	家屋全壊 1、家屋半壊 2、神社寺等破損 43
明治 42 年 8 月 14 日	江濃(姉川) 地震	6.8	41 人 2,243 戸	6	死者 35、負傷者 643、家屋全壊 2,192、家屋半壊 5,985、 道路破損 1,585、橋梁破損 1,585、堤防破損 4,491
大正 12 年 9 月 1 日	関東 大地震	7.9	99,331 人 128,266 戸	4	人・家屋への被害はなかったものの、所々で古い壁 が落ちたり、振り子時計が停止した。
昭和 2 年 3 月 7 日	北丹後 地震	7.3	2,925 人 12,584 戸	4	電燈や電話線の切断、壁への亀裂、石灯籠の転 倒、時計が止まるなどの被害が発生した。
昭和 19 年 12 月 7 日	東南海 地震	7.9	998 人 30,288 戸	5	負傷者 1、家屋全壊 16、家屋半壊 33、 工場全壊 3、工場損壊 13、煙突倒壊数ヶ所
昭和 21 年 12 月 21 日	南海地震	8.0	1,330 人 11,661 戸	5	死者 3、負傷者 1、家屋全壊 9、家屋半壊 23、 堤防損壊 1
昭和 23 年 6 月 28 日	福井地震	7.1	3,769 人 36,184 戸	4	彦根地方で、家屋全壊 1、その他、石灯籠の転倒、 壁やガラス戸への損壊が発生した。
昭和 27 年 7 月 18 日	吉野地震	6.8	9 人 20 戸	4	死者 1、負傷者 13、家屋全壊 6、家屋半壊 6、 家屋一部損壊 244、道路損壊 3
平成 7 年 1 月 17 日	阪神・淡路 大震災	7.3	6,434 人 104,906 棟	5	重傷者 1、軽傷者 8、 家屋一部損壊 91

出典：滋賀県地域防災計画

表 震度と想定される被害

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁ホームページ

震度階級関連解説表の「木造建物(住宅)の状況」に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

## ● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微なひび割れ・亀裂 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
	軽微なひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
	軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 大きなひび割れ・亀裂 	傾く 倒れる 

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注 4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注 5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

出典：気象庁ホームページ

## 2-2. 想定される地震の規模と被害状況

### (1) 想定される地震の規模

滋賀県において発生が懸念されている地震は、大きく分け、震源が深い海溝型地震と震源が浅い内陸の断層で発生する地震です。

現時点において、特に高い確率で発生が懸念される地震は海溝型地震である南海トラフ巨大地震です。この地震に関して、本市は「南海トラフ地震に係る地域指定<sup>※1</sup>」に指定されています。

また、活断層による地震として、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、野坂・集福寺断層帯、鈴鹿西縁断層帯、頓宮断層の活動によるものの発生が懸念されるほか、過去に大きな被害を出した柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の活動による地震にも、引き続き注意する必要があります。

さらに、過去に地表で活断層が認められない地点においても地震が発生したことがあったことから、これらの断層に近接していない地点でも地震が起きることを想定し、対策する必要があります。

※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条

図 想定される地震の断層



表 想定される地震の発生確率と規模

想定地震	発生確率 (30年)	規模
南海トラフ巨大地震	70%	M8~9クラス
琵琶湖西岸断層帯 (北部)	1~3%	M7.1程度
琵琶湖西岸断層帯 (南部)	ほぼ0%	M7.5程度
三方・花折断層帯 (三方断層帯)	ほぼ0%	M7.2程度
三方・花折断層帯 (花折断層帯 北部)	不明	M7.2程度
三方・花折断層帯 (三方断層帯中南部)	ほぼ0~0.6%	M7.3程度
湖北山地断層帯帯 (北西部)	ほぼ0%	M7.2程度
湖北山地断層帯帯 (南東部)	ほぼ0%	M6.8程度
野坂・集福寺断層帯 (野坂断層帯)	ほぼ0%もしくはそれ以上	M7.3程度
野坂・集福寺断層帯 (集福寺断層帯)	不明	M6.5程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部 北部)	ほぼ0%	M7.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部 中部)	不明	M6.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部 南部)	不明	M7.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	不明	M7.2程度
鈴鹿西縁断層帯	0.08~0.2%	M7.6程度
頓宮断層帯	1%以下	M7.3程度
木津川断層帯	ほぼ0%	M7.3程度

出典：平成28年1月 地震調査研究推進本部・地震調査委員会



<参考> 滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧（地震調査研究推進本部）

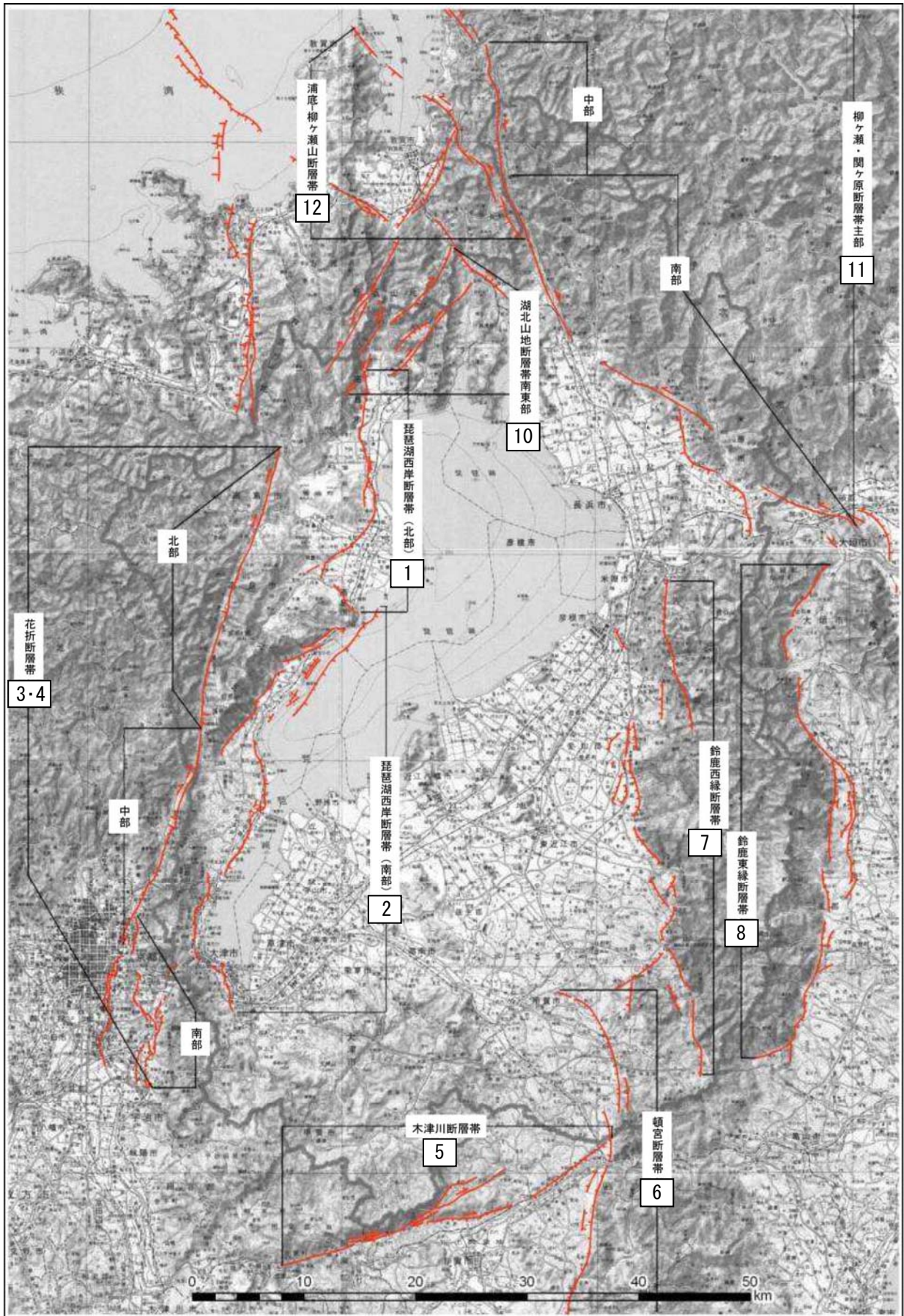
	断層帯名 (起震断層/活動区間)	一連区間が 一度に活動 した場合の 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2015年1月1日)			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)		
			我が国の主 な活断層に おける 相対的評価	30年以内	50年以内			100年以内
1	琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1程度	高い	1%~3%	2%~5%	4%~ 10%	約1000年-2800年 約2800年-約2400年前	資料編 47頁
2	琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5程度		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4500年-6000年 1185年の地震	
3	三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2程度		不明	不明	不明	不明 1662年の地震	資料編 51頁
4	三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3程度	やや高い	ほぼ0% ~0.6%	ほぼ0% ~1%	ほぼ0% ~2%	4200年-6500年 2800年前-6世紀	
5	木津川断層帯	7.3程度		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,000年-25,000年 1854年 伊賀上野地震	→資料編 55頁
6	頓宮断層	7.3程度	やや高い	1%以下	2%以下	4%以下	約10000年以上 約10000年前-7世紀	→資料編 58頁
7	鈴鹿西縁断層帯	7.6程度	やや高い	0.08%~ 0.2%	0.1%~ 0.3%	0.3%~ 0.6%	約18000年-36000年 不明	→資料編 61頁
8	鈴鹿東縁断層帯	7.5程度		ほぼ0%~ 0.07%	ほぼ0%~ 0.1%	ほぼ0%~ 0.2%	約6,500年-12,000年 約3,500年前-2,800年前	→資料編 64頁
9	湖北山地断層帯 (北西部)	7.2程度		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%~ 0.001%	約3,000年-4,000年 11-14世紀	資料編 67頁
10	湖北山地断層帯 (南東部)	6.8程度		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	概ね7,000年程度 15-17世紀	
11	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6程度		不明	不明	不明	不明 約4900年前-15世紀	資料編 70頁
12	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	7.2程度		不明	不明	不明	不明 不明	

<参考> 南海トラフ地震の長期評価（地震調査研究推進本部）

領域または地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2015年1月1日)			平均発生間隔(上段) 最新発生時期(下段)	
		10年以内	30年以内	50年以内		
南海トラフ	M8~M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年 1946年	→資料編 74頁



<参考>地震調査研究推進本部が長期評価を公表している滋賀県内および周辺の主要活断層帯（一部加筆）  
 注) □ 内の数値は、前頁表の記載番号を示します。





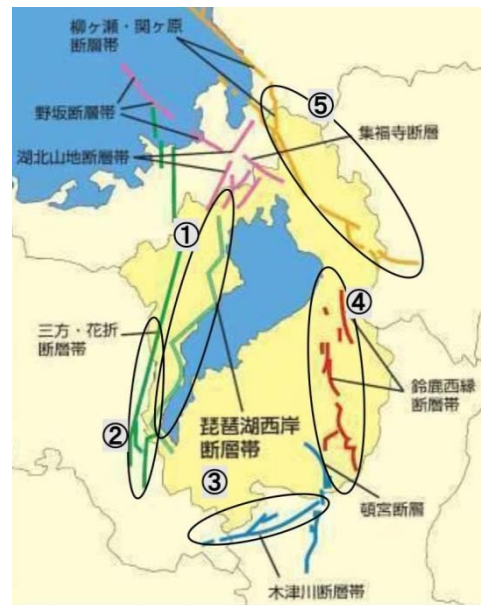
## (2) 想定される地震被害

滋賀県では、東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえた地震防災対策の再検討に際しての基礎資料とするため、平成 24・25 年度にかけて地震被害想定を見直し、平成 26 年 3 月公表しました。

### ■見直しの地震想定規模

#### 内陸活断層地震

番号	想定震源断層(帯)	地震の規模(M)	破壊開始点(震源)の位置
①	琵琶湖西岸断層帯	7.8	case1: 北部からの断層破壊を仮定
			case2: 南部からの断層破壊を仮定
②	花折断層帯	7.4	case2: 南部からの断層破壊を仮定
			Case3: 南部からの断層破壊を仮定
③	木津川断層帯	7.3	case1: 北部からの断層破壊を仮定
			case2: 南部からの断層破壊を仮定
④	鈴鹿西縁断層帯	7.6	case1: 北部からの断層破壊を仮定
			case2: 南部からの断層破壊を仮定
⑤	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	case1: 北部からの断層破壊を仮定
			case2: 南部からの断層破壊を仮定



⑥ 南海トラフ巨大地震		地震の規模
	ケースの設定概要	
基本ケース	従来に検討された震源域を最新の知見により可能性がある範囲で拡大し、地震規模を大きく設定	Mw (モーメントマグニチュード)
陸側ケース	基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で陸側にシフトして設定	9.0

基本ケース

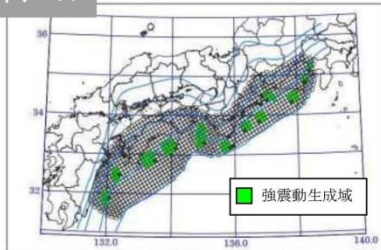


図3.3 強震動生成域の設定の検討ケース(基本ケース)

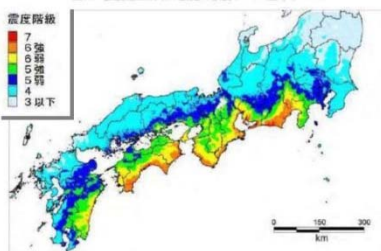


図5.1 基本ケースの震度分布

陸側ケース

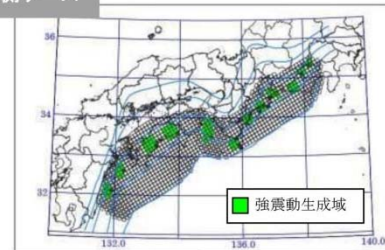


図3.6 強震動生成域の設定の検討ケース(陸側ケース)

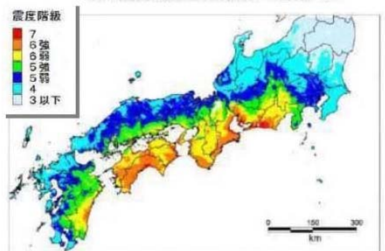


図5.4 陸側ケースの震度分布

『滋賀県地震被害想定』(平成 26 年 3 月)における滋賀県および野洲市の被害状況は、次のように想定されています。

## ■滋賀県全体の被害状況

想定地震 ：震源断層	ケース	最大建物被害（棟）			最大人的被害（人）			地震 直後 の停 電率	地震 直後 の断 水率	一週間後 全避難者 ：冬夕方 風速 8m
		全壊	半壊	全焼： 冬夕方 風速 8m	死者 ：冬深 夜	負傷者 ：冬深夜	重傷者： 左記内数			
①琵琶湖西岸 断層帯	case1	27,650	69,584	2,731	1,579	16,267	1,338	58%	44%	200,445
	case2	38,504	83,856	3,818	2,182	21,039	1,742	63%	49%	249,534
②花折断層帯	case2	18,181	53,274	1,655	940	10,380	849	47%	34%	139,894
	case3	11,670	41,531	1,013	591	7,296	592	43%	28%	99,275
③木津川断層帯	case1	5,734	14,540	700	368	3,392	282	26%	10%	42,672
	case3	2,360	10,884	257	132	1,974	158	24%	9%	27,171
④鈴鹿西縁断層帯	case1	11,250	28,293	1,081	640	6,558	540	37%	18%	75,285
	case2	10,804	31,173	1,089	641	7,204	588	40%	21%	81,703
⑤柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯	case1	10,412	24,940	864	597	5,788	479	29%	14%	71,710
	case2	9,803	24,836	796	572	5,741	473	28%	15%	74,640
⑥南海トラフ 巨大地震	基本ケース	2,399	22,183	11	12	1,256	95	81%	40%	30,729
	陸側ケース	11,017	74,084	1,820	474	10,408	816	88%	68%※1	158,550

※1 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）の断水率は地震発生から1日後の値（停電継続影響により1日後に最大となる）

出典：滋賀県地震被害想定（概要版）（平成 26 年 3 月 訂正版）

## ■野洲市の被害状況

		①琵琶湖西岸断層帯		②花折断層帯		③木津川断層帯		④鈴鹿西縁断層帯		⑤柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯		⑥南海トラフ巨大地震	
		case1	case2	case2	case3	case1	case3	case1	case2	case1	case2	基本	陸側
想定最大震度		6強	7	6強	6強	5強	5強	5強	5強	5強	5強	6弱	6強
建物 被害	全壊棟数	847	716	196	95	—	—	—	—	—	—	176	955
	半壊棟数	3,594	3,132	1,733	1,216	29	20	49	51	7	10	1,347	4,732
	全焼棟数(冬夕方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
人的 被害	死者数(冬深夜)	48	42	10	—	—	—	—	—	—	—	—	41
	( )内は家具転倒等	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	負傷者数(冬深夜)	739	661	277	177	—	—	8	9	—	—	77	689
( )内は家具転倒等		(67)	(55)	(41)	(29)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(15)	(80)

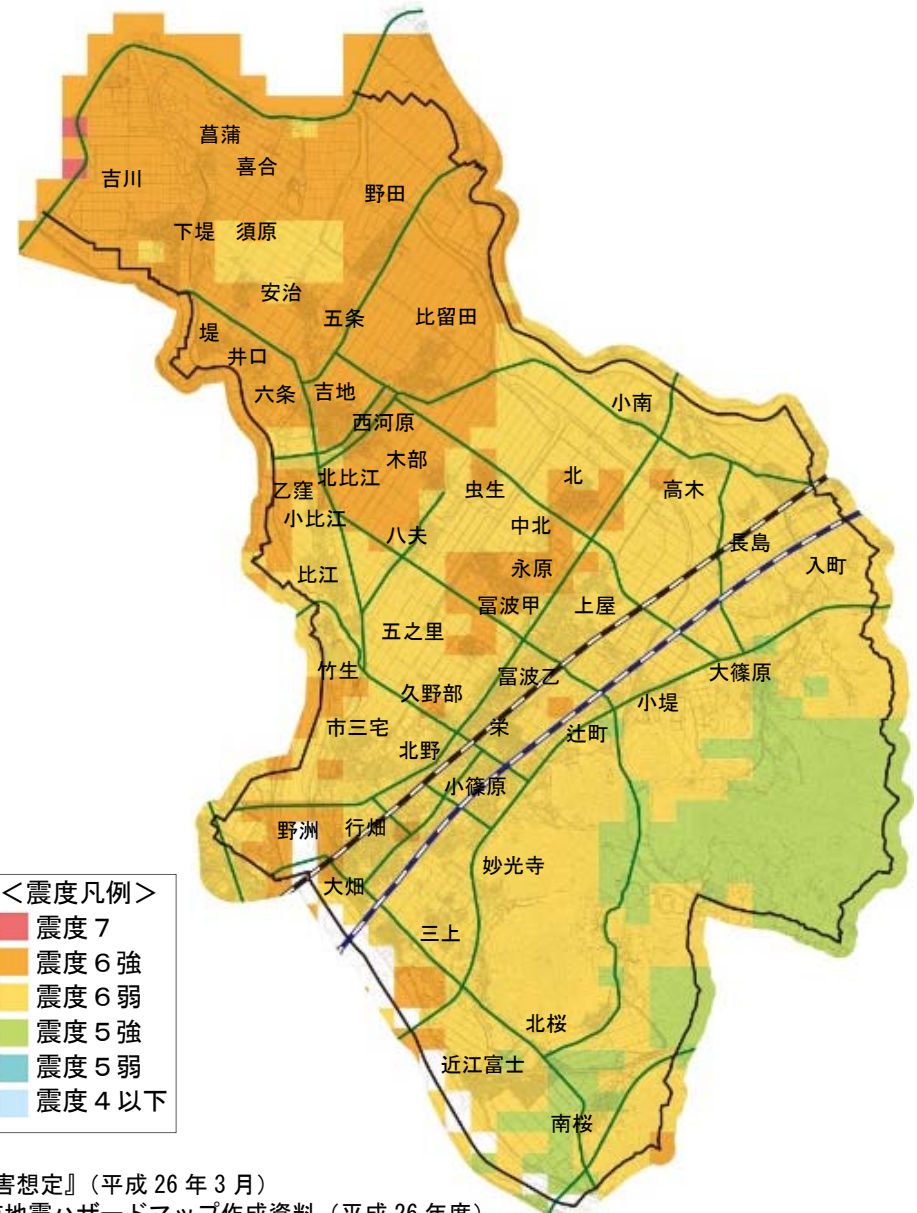
出典：滋賀県地震被害想定（概要版）（平成 26 年 3 月 訂正版）

※上記①～⑥の想定地震の震度分布図を 16 頁～18 頁に記載しています。

②【花折断層帯】case2 震度分布図



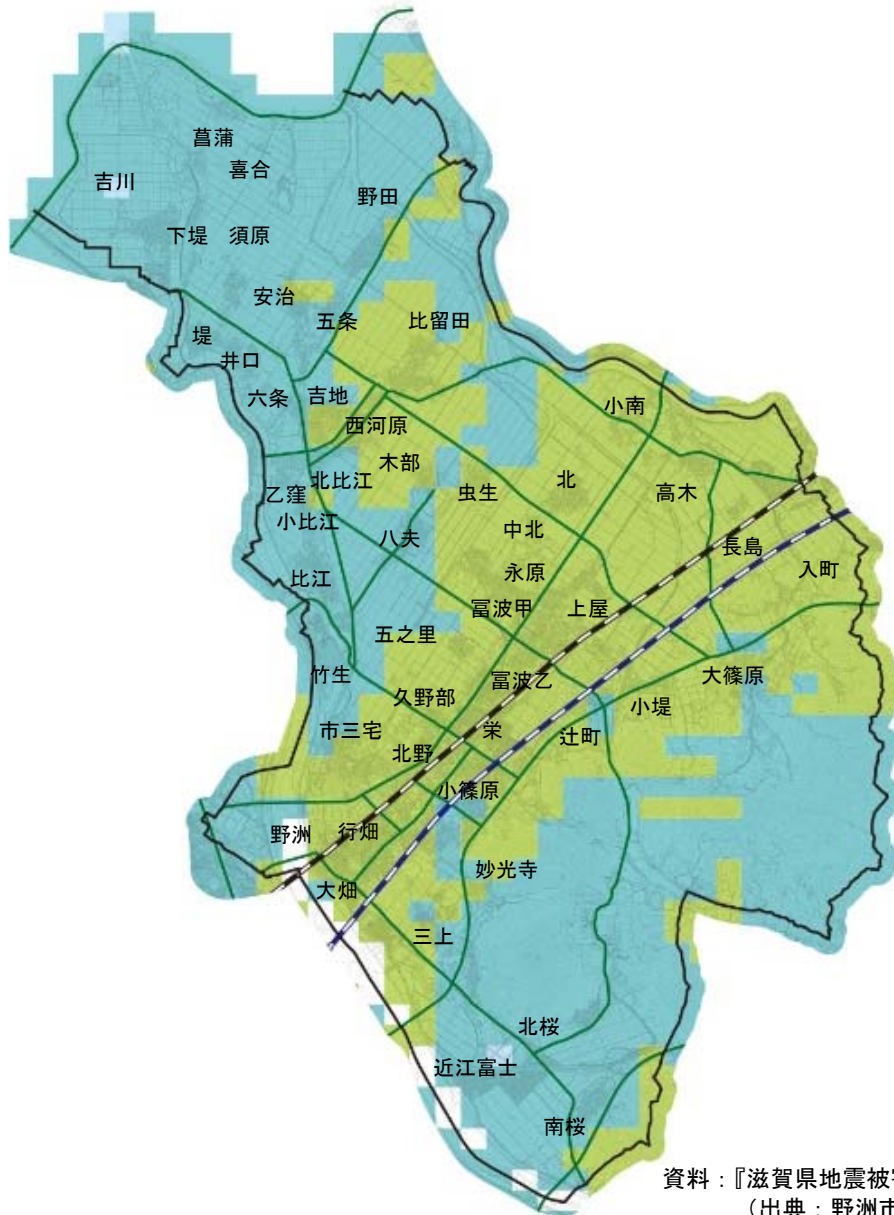
①【琵琶湖西岸断層帯】case2 震度分布図



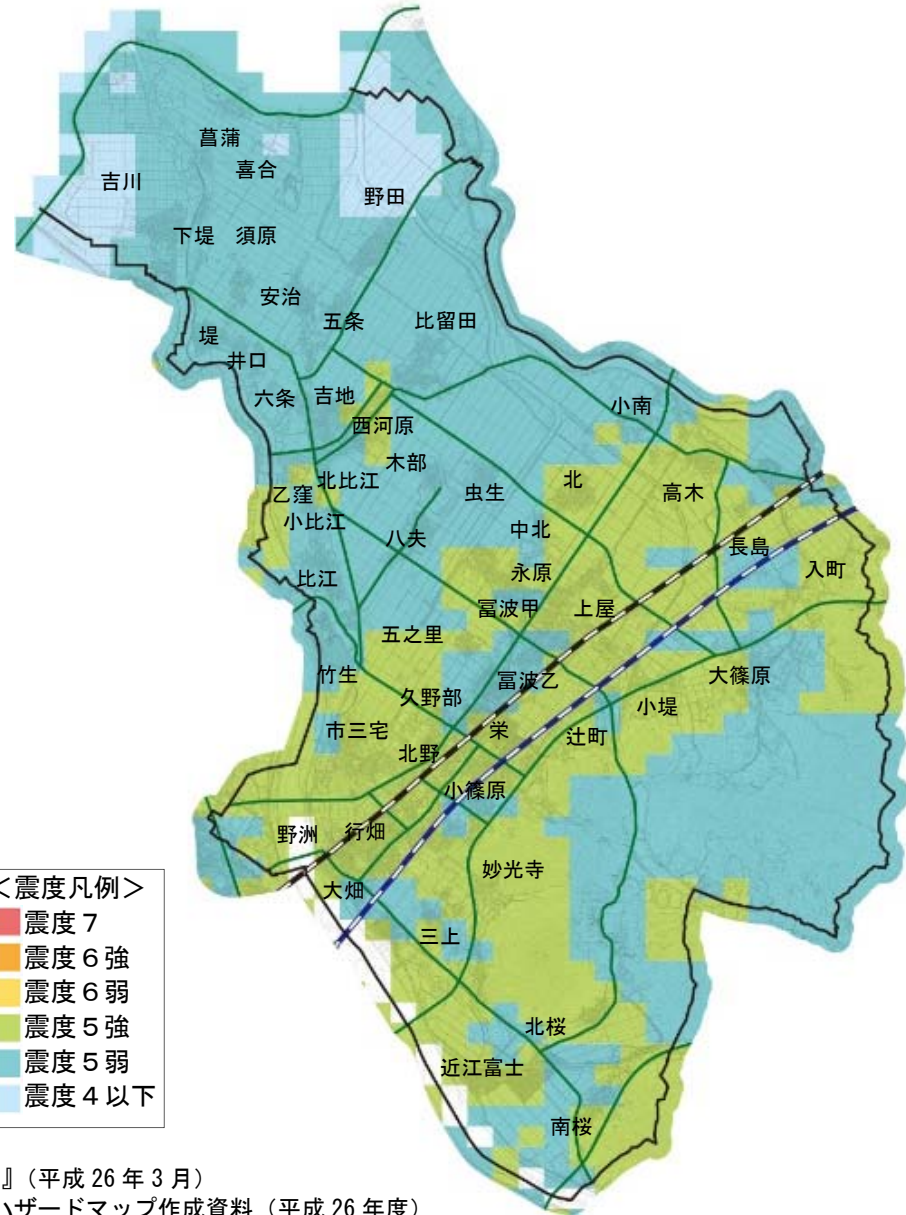
資料：『滋賀県地震被害想定』（平成 26 年 3 月）  
 （出典：野洲市地震ハザードマップ作成資料（平成 26 年度））



④【鈴鹿西縁断層帯】case1 震度分布図



③【木津川断層帯】case1 震度分布図

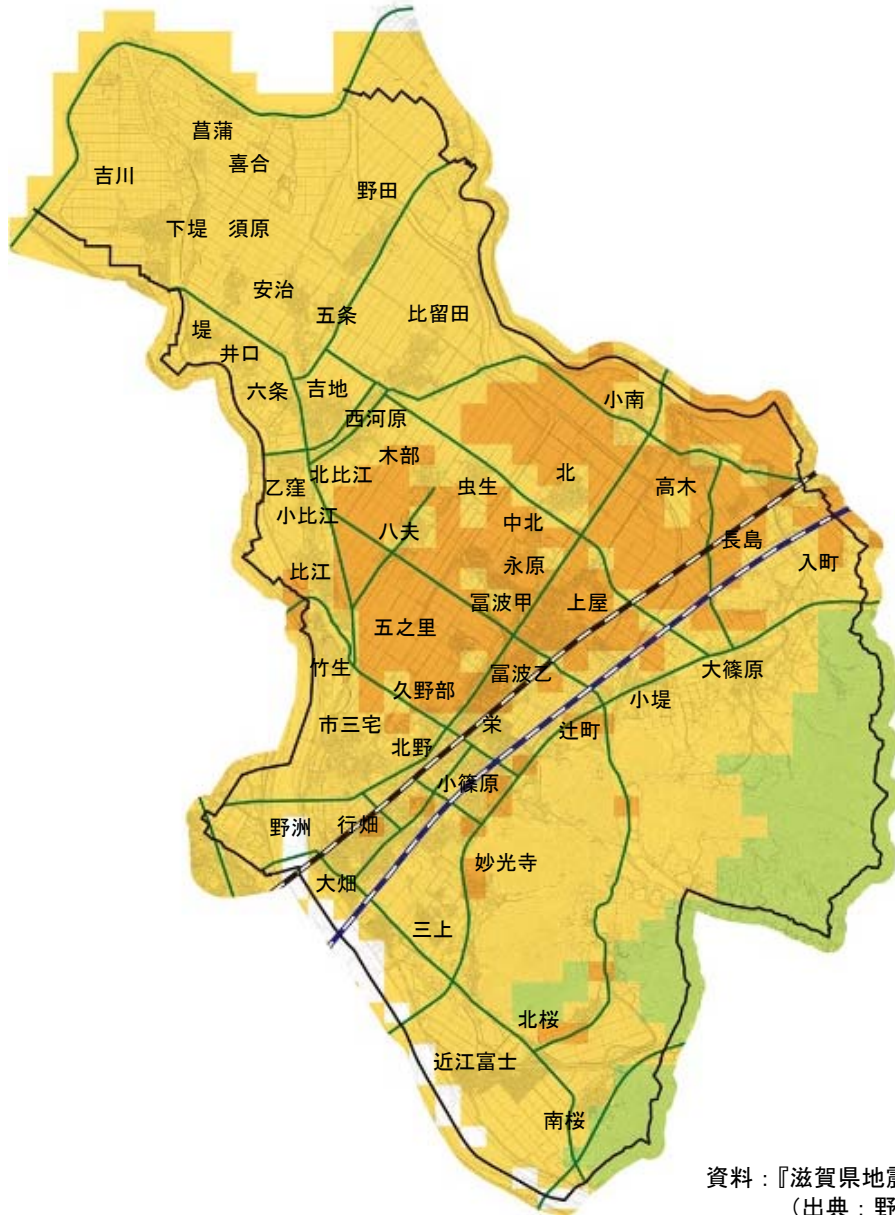


<震度凡例>

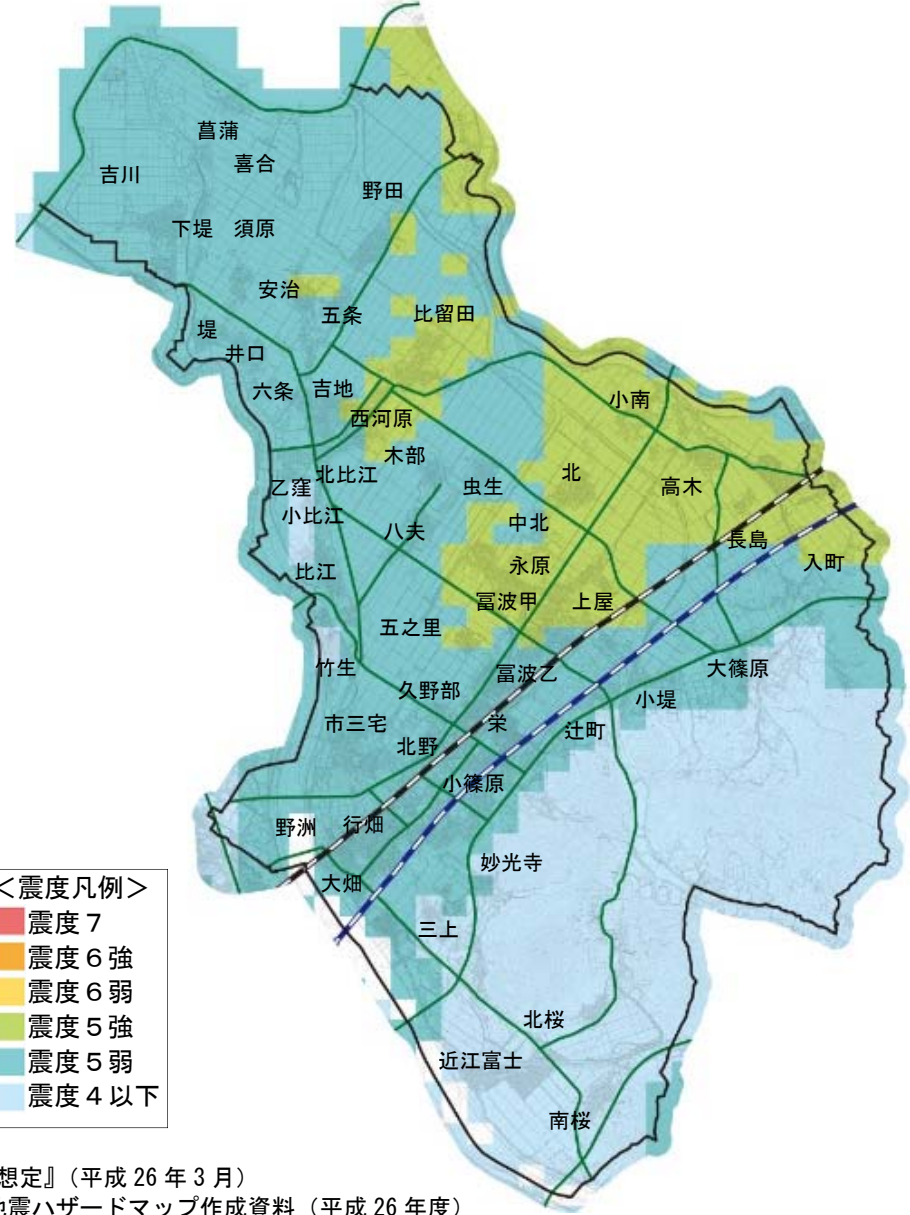
震度7
震度6強
震度6弱
震度5強
震度5弱
震度4以下

資料：『滋賀県地震被害想定』（平成26年3月）  
 （出典：野洲市地震ハザードマップ作成資料（平成26年度））

⑥【南海トラフ巨大地震】陸側 震度分布図



⑤【柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯】case1 震度分布図



<震度凡例>

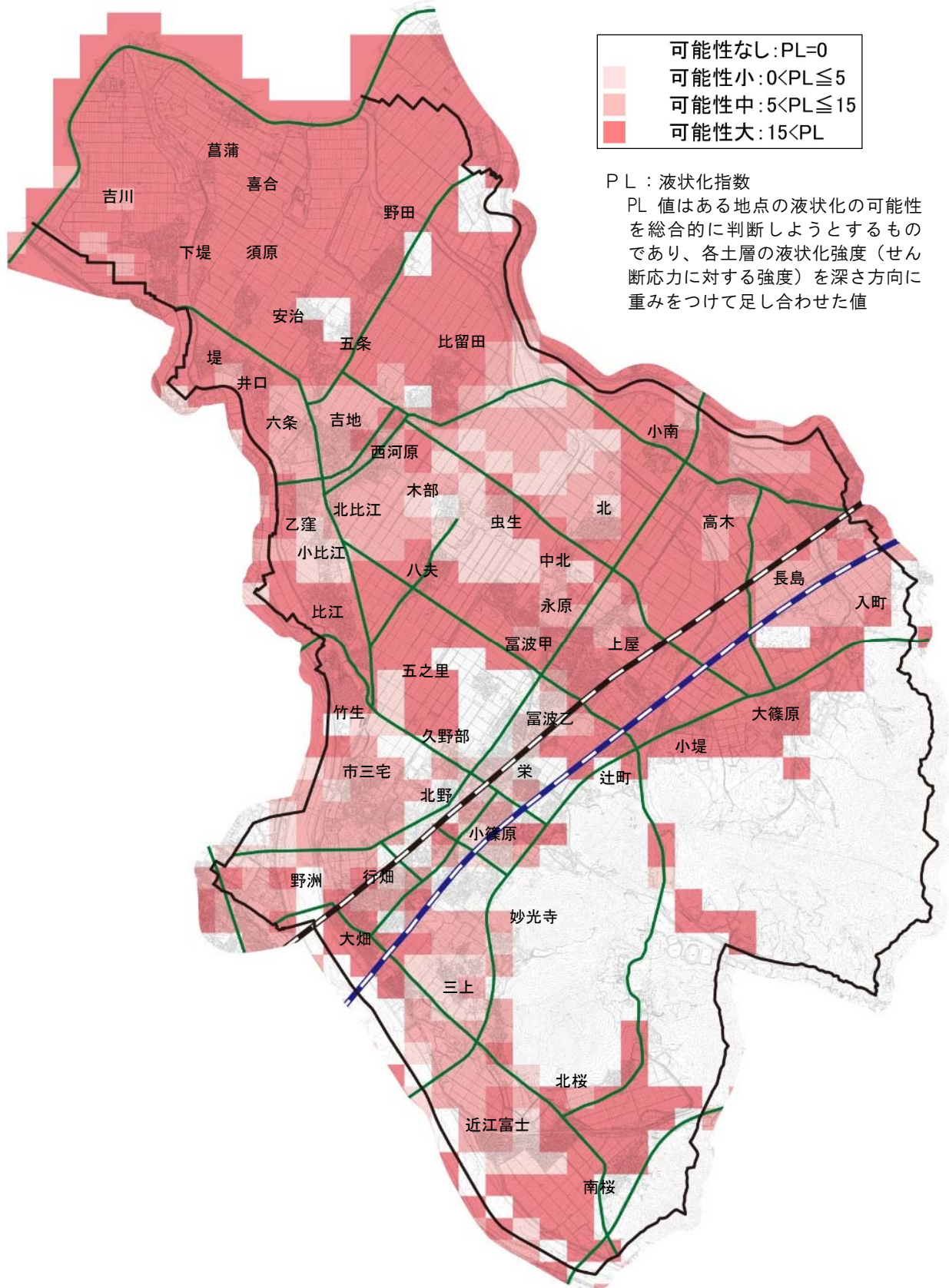
震度 7
震度 6 強
震度 6 弱
震度 5 強
震度 5 弱
震度 4 以下

資料：『滋賀県地震被害想定』（平成 26 年 3 月）  
 （出典：野洲市地震ハザードマップ作成資料（平成 26 年度））



## ■参考 液状化

下図は液状化現象が発生する危険度を表示したものです。



資料：『滋賀県地震被害想定』（平成 26 年 3 月）  
 （出典：野洲市地震ハザードマップ作成資料（平成 26 年度））

### 3. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

#### 3-1. 住宅の耐震化の現状

##### (1) 住宅の耐震化率

平成 25 年の住宅・土地統計調査によると、本市の年代別住宅数は昭和 56 年以前が 4,654 戸、昭和 57 年以降が 12,736 戸となっています。

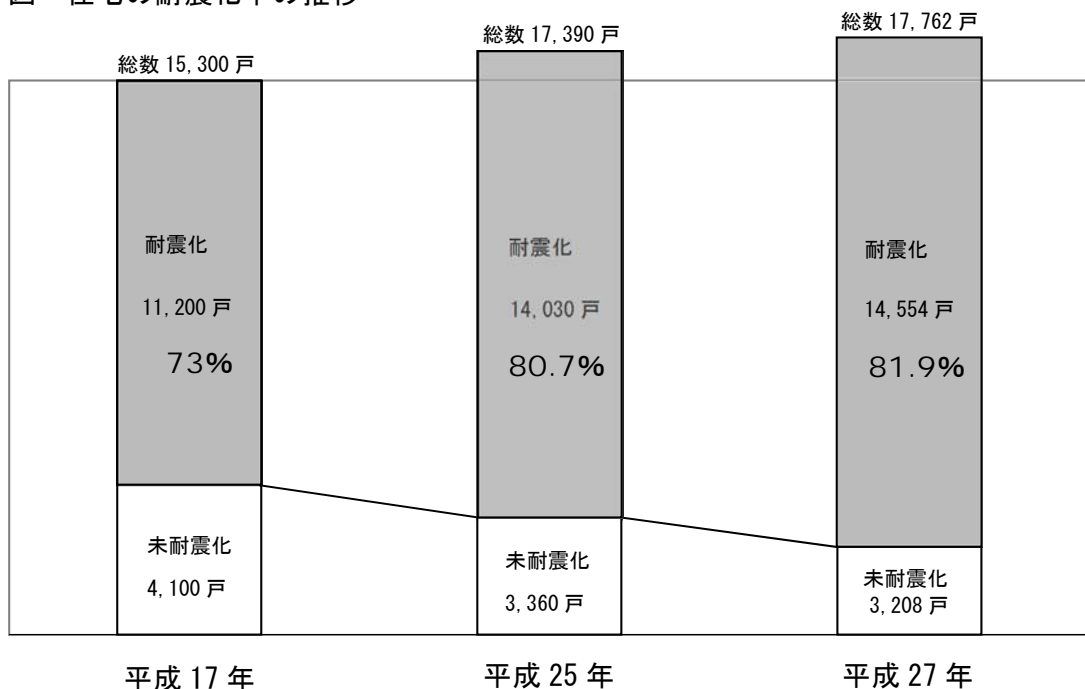
昭和 56 年以前の住宅では、8 割の 3,739 戸が木造住宅で占められており、昭和 57 年以降の住宅では、約 5 割が非木造住宅となっています。昭和 56 年以前の耐震性不十分住宅は、木造、非木造をあわせて 3,360 戸と推計されます。

表 本市の住宅の耐震化率（住宅・土地統計調査をもとに算出）（単位：戸、％）

年次		総戸数			耐震性不十分戸数 (総戸数の内数)			Ⅲ補強済 戸数	耐震化率
		木造	非木造	I+II-III	I 木造	II 非木造			
平成 20 年	昭和 56 年以前	5,110	4,110	1,000	3,741	3,617	240	116	77.3%
	昭和 57 年以降	11,350	5,830	5,520	0	0	0		
	合計	16,460	9,940	6,520	3,741	3,617	240		
平成 25 年	昭和 56 年以前	4,654	3,739	915	3,360	3,290	220	150	80.7%
	昭和 57 年以降	12,736	6,511	6,225	0	0	0		
	合計	17,390	10,250	7,140	3,360	3,290	220		

※耐震性不十分戸数の比率（国の推計値） 木造：総戸数の 88%、非木造：総戸数の 24%

図 住宅の耐震化率の推移





## (2) 住宅の耐震診断および耐震改修の状況

本市における耐震診断および耐震改修の実施状況は、下表のとおりです。

表 耐震診断・耐震改修の実施状況 (単位：棟)

事業名	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
木造住宅耐震診断事業		11	90	45	30	30	20	10	7	10	7	7	267
木造住宅耐震改修事業		0	1	1	3	1	0	5	1	2	0	1	15

出典：野洲市

木造住宅耐震診断員派遣事業による診断結果（平成16年度～26年度）では、上部構造評点0.7未満（震度6程度の地震で倒壊する可能性が高い）が240戸、0.7以上が27戸等となっています。

表 木造住宅耐震診断員派遣事業による野洲市の診断結果 (平成16～26年度)

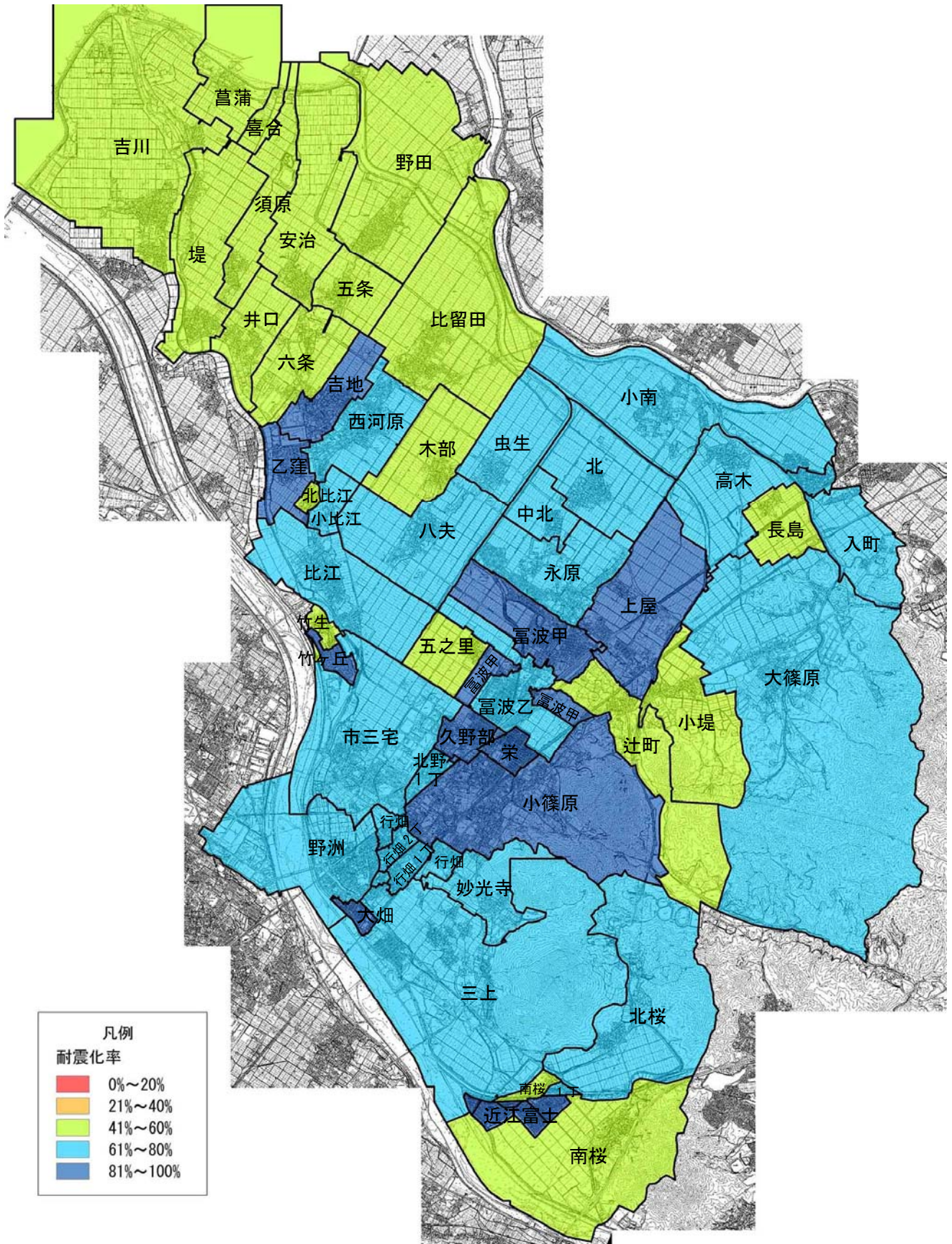
上部構造評点	判定	戸数	構成比(%)	全県の構成比(%)
0.7未満	倒壊する可能性が高い	240	89.9	90.1
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある	23	8.6	7.9
1.0以上1.5未満	地震では一応倒壊しない	4	1.5	2.0
1.5以上	地震では倒壊しない	0	0.0	0.1
合計		267	100.0	100.0

出典：滋賀県既存建築物耐震改修促進計画（平成26年度末滋賀県調べ）

■参考 字別の住宅耐震化率

下図は、家屋基本情報データをもとに、字別に耐震化率を図示したものです。

図 字別耐震化率の現況（家屋基本情報(平成27年8月27日現在)を基に推計)



### 3-2. 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状

#### (1) 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状は、次のとおりです。

表 特定既存耐震不適格建築物等の用途別耐震状況

特定既存耐震不適格建築物等		平成 27 年度現状（昭和 56 年新耐震基準以前の建築物）			
法	用途	内訳	公共	民間	合計
法第 14 条第 1 号	災害時に重要な機能を果たす建築物 市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等	対象建築物棟数	16	1	17
		耐震診断実施棟数	16	1	17
		耐震性あり棟数 (改修済み含む)	15	1	16
		(うち耐震改修実施棟数)	-	-	-
		耐震性なし棟数	1	-	1
	耐震診断予定なし・不明	0	0	0	
	不特定多数の者が利用する建築物 百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴場、運動施設、事務所等	対象建築物棟数	0	2	1
		耐震診断実施棟数	-	-	-
		耐震性あり棟数 (うち耐震改修実施棟数)	-	-	-
		耐震診断予定なし・不明	0	2	1
	特定多数の者が利用する建築物 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、工場等	対象建築物棟数	-	12	12
		耐震診断実施棟数	-	1	1
		耐震性あり棟数 (うち耐震改修実施棟数)	-	1	1
		耐震診断予定なし・不明	-	11	11
	公営住宅 県営住宅、市営住宅	対象建築物棟数	3	-	3
		耐震診断実施棟数	3	-	3
耐震性あり棟数 (うち耐震改修実施棟数)		3	-	3	
耐震診断予定なし・不明		-	-	-	
合 計		対象建築物棟数	19	15	34
		耐震診断実施棟数	19	2	21
		耐震性あり棟数 (うち耐震改修実施棟数)	18	2	20
		耐震性なし棟数	1	-	1
		耐震診断予定なし・不明	0	13	13
第 2 号 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	対象建築物棟数	0	16	16	
	耐震診断実施棟数	-	4	4	
	耐震性あり棟数 (うち耐震改修実施棟数)	-	1	1	
	耐震性なし棟数	-	2	2	
	耐震診断予定なし・不明	-	12	12	
第 3 号 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	対象建築物棟数	0	8	8	
	耐震診断実施棟数	-	-	-	
	耐震性あり棟数 (うち耐震改修実施棟数)	-	-	-	
	耐震診断予定なし・不明	-	8	8	
総 計		対象建築物棟数	19	39	58
		耐震診断実施棟数	19	6	25
		耐震性あり棟数 (うち耐震改修実施棟数)	18	3	21
		耐震性なし棟数	1	-	1
		耐震診断予定なし・不明	0	33	33

#### (2) 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断の状況

公共施設では、すべての棟で耐震診断を実施済みである。民間施設では、実施済みが少なく、耐震診断の「予定がない」または「不明」がほとんどであり、実施への誘導が必要とされます。

表 特定既存耐震不適格建築物の一覧表

法	政令 第6条 第2項	用途	法第14条の所有者の努力義務 および法第15条第1項の 「指導・助言」対象建築物	法第15条第2項の 「指示」対象建築物
法 第14 条第1 号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	第2号	小 学 校 等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは 養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類 するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これら に類するもの			
	第3号	学 校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
	第4号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これら に類するもの	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を 営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客 の乗降または待合の用に供するもの				
自動車庫車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
法第14条 第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯 蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
法第14条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が滋賀県耐震 改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路 の幅員の1/2に相当する高さを超え る建築物(ただし、1.2m以下の場合 は6m以上)		



<参考> 表 耐震改修促進法第15条第2項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準

法	用途		指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに限る)	建築基準法に基づき勸告・命令する建築物 (原則、公表したものに限る)		
法第15条第2項の特定建築物	①災害時に重要な機能を果たす建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断 法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物  所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物	-	
		イ 住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等				集会場・公民館・体育館
			幼稚園、保育所など				
	ウ 救急医療等を行う施設	病院、診療所	改修 ・ランク2・3の建築物	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物		
	エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等					
	オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの					
	②不特定多数の者が利用する建築物	診断 法第15条第2項の特定建築物	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	-	昭和46年以前の建築物  所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物		
			ホテル・旅館				
			劇場、観覧場、映画館、演芸場				
			博物館、美術館、図書館				
			展示場				
		改修 ・ランク2・3の建築物	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等	-	-		
			理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等				
			遊技場				
			ポーリング場、スケート場、水泳場等				
公衆浴場							
自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設							
③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物		-					

表 各ランクの建築物の耐震性

	耐震性能		基準
ランク1	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度6強程度の地震で倒壊は免れる	Isが0.6以上、0.75未満かつ、qが1.0以上、1.25未満
ランク2	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。	震度6強程度の地震で倒壊するおそれ	ランク3以外で、Isが0.6未満の場合、またはqが1.0未満の場合
ランク3	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。	震度5強程度の地震で倒壊するおそれ	Isが0.3未満の場合またはqが0.5未満

注1 Is: 耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6以上は震度6強程度まで安全と判断されるが、震度7の場合は0.75~0.9程度必要となる。  
 注2 q: 必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。  
 注3 耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300~400gal(震度6強)であること、構造耐震指標Is=0.6は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かり易い震度表記とした。

### 3-3. 耐震診断の義務化された建築物の耐震化の現状

#### (1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

要緊急安全確認大規模建築物は、一定規模以上の不特定多数の人々が利用する建築物、避難に配慮が必要とされる方が利用する建築物および危険物の貯蔵場・処理場のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない大規模建築物を言います。また、この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務づけられています。

本市における要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状は、次のとおりです。

表 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

区分	全棟数 (棟)	耐震診断 実施済み (棟)	②のうち 耐震性 あり (棟)	②のうち 耐震改修 済み (棟)	耐震性 あり (棟)	耐震性なし または不明 (棟)	耐震性を有 するものの 割合 (棟)
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑤/①
民間施設	0	0	0	0	0	0	0
公共施設	5	5	1	3	4	1	80%
合計	5	5	1	3	4	1	80%

(平成 27 年度滋賀県調査)

#### (2) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

##### ①避難路沿道建築物

本市においては、要安全確認計画記載建築物の「避難路沿道建築物」に該当する建築物はありません。

##### ②防災拠点施設等

本市においては、要安全確認計画記載建築物の「防災拠点施設等」に該当する建築物はありません。

### 3-4. 公共建築物の耐震化の現状

市が所有する公共建築物（「多数の者が利用する建築物」（法 14 条第 1 号）に限る）の耐震化の現状は、平成 27 年 3 月 31 日時点において、全施設数 32 棟に対し、耐震改修済み若しくは耐震性ありは 31 棟で、耐震率 96.9%となっています。

また、耐震性のない保育園 1 棟については、平成 28 年度に解体を予定しています。

### 3-5. 耐震改修等の目標の設定

本市における耐震化目標は、上位計画および滋賀県既存建築物耐震改修促進計画における目標値を踏まえ、平成 37 年度末の耐震化率を定め、建築物所有者等に対する耐震化を促進します。

表 上位計画における耐震化率の目標値

上位計画	建物種別	目標値（目標年次）
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	住宅	(平成 32 年度) 95% (平成 37 年度) 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	多数の者が利用する建築物	(平成 32 年度) 95%
住生活基本計画（全国計画）	住宅	耐震性を有しない住宅ストックの比率 (平成 37 年) おおむね解消
新成長戦略	住宅	(平成 32 年) 95%
国土強靱化アクションプラン 2015	住宅	(平成 32 年) 95%
	建築物	(平成 32 年) 95%
滋賀県既存建築物耐震改修促進計画	住宅	(平成 37 年度) 95% (中間目標：平成 32 年度末 90%)
	多数の者が利用する建築物	(平成 37 年度) 96.5% (中間目標：平成 32 年度末 95%)

#### (1) 住宅の耐震化の目標

本市の住宅における耐震化目標は、国の基本方針の目標値（平成 32 年）を踏まえ、滋賀県の目標値と同様に、平成 37 年度末の耐震化率を 95%と定め、耐震化の促進に取り組めます。

目標年度の平成 37 年度における住宅総数は 18,725 戸となり、このうち耐震性を満たす戸数は 16,279 戸（87%）となり、建替えや滅却により耐震性が不十分な戸数は 2,446 戸（13%）になると推計されます。

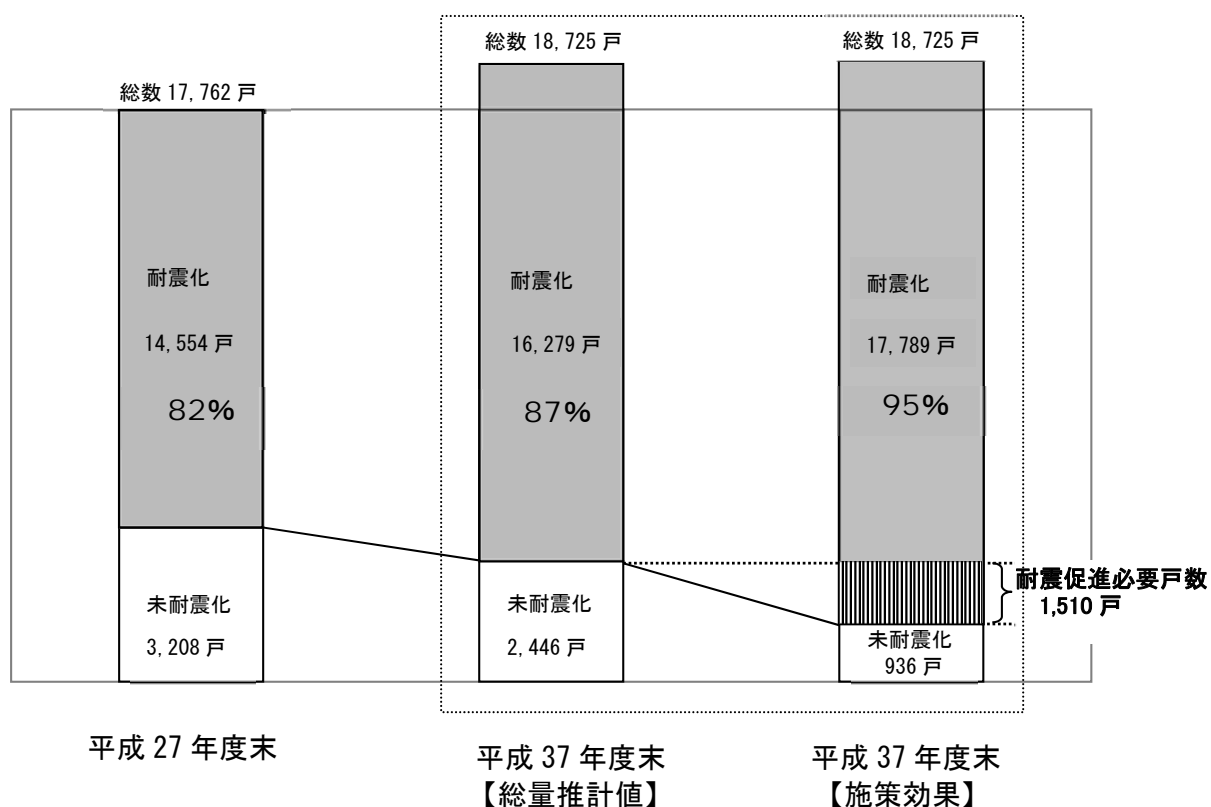
目標値の耐震化率 95%を達成するためには、施策によりさらに 1,742 戸の耐震を促進する必要があります。

表 住宅の耐震化の現状と目標

区 分		現 状 (平成 27 年度)	平成 37 年度	
			トレンド推計値	目標値 (90%)
住 宅	総 数	17,762 戸	18,725 戸	18,725 戸
	耐震性を満たす戸数 (構成比)	14,554 戸 ( 82%)	16,279 戸 ( 87%)	17,789 戸 (95%)
	耐震性が不十分な戸数 (構成比)	3,208 戸 ( 18%)	2,446 戸 ( 13%)	936 戸 ( 5%)

トレンド推計値：平成 20 年度～平成 25 年度の住宅・土地統計調査による推計値

図 住宅の耐震化の現状と目標





## (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標については、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」の目標値 96.5%と同様に、**平成 37 年度の耐震化率を 96.5%**と定め、建築物所有者等に対する耐震化を促進します。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標 (単位：棟)

多数の者が利用する建築物		現 状 (平成 27 年度)			目 標 (平成 37 年度)			
用途	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	
		建築物数	耐震性有建築物数	現状耐震化率 (%) (②/①)	耐震性有建築物数	目標を達成するために耐震化が必要な建築物数	目標耐震化率 (%) (④/①)	
災害時に重要な機能を果たす建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等	合計	62	61	98.4	62	1	100.0
		公共	46	45	97.8	46	1	100.0
		民間	16	16	100.0	16	0	100.0
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴場、運動施設、事務所等	合計	39	37	94.9	39	2	100.0
		公共	4	4	100.0	4	0	100.0
		民間	35	33	94.3	35	2	100.0
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る） 寄宿舍、下宿、工場等	合計	108	97	89.8	101	4	94.2
		公共	1	1	100.0	1	0	100.0
		民間	107	96	89.7	100	4	94.0
公営住宅	県営住宅、市営住宅	合計	16	16	100.0	16	0	100.0
		県営	4	4	100.0	4	0	100.0
		市営	12	12	100.0	12	0	100.0
計		合計	225	211	93.8	217	6	96.5
		公共	67	66	98.5	67	1	100.0
		民間	158	145	91.8	150	5	94.9

※耐震診断が予定なしまたは不明な建築物は「耐震性なし」として算定

## (3) 公共建築物の耐震化の目標

市が所有する公共建築物については、平成 28 年度に耐震改修予定の保育園 1 棟以外は耐震性が確保されていることから、**公共建築物の耐震化目標は 100%**とします。

## 4. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### 4-1. 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。「自らの命や財産は自ら守る」ということが大原則であり、住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要です。

また、平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、耐震性を有さないおそれのあるすべての住宅・建築物の所有者はその住宅・建築物について耐震診断を行うよう努めなければならないことと、診断結果により必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないことが定められました。

こうした所有者等の取組を支援するため、市は県および地元自治会等と連携し、自助・共助・公助のバランスに配慮し、住宅・建築物の耐震化への取組を行います。

次頁に示すとおり、それぞれが役割を担い、所有者にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度など必要な施策を講じることとします。

これまでも次の地域、建築物を「重点的に耐震化すべき地域」および「重点的に耐震化すべき建築物」とし、耐震化の促進を図る取組を進めてきました。

<b>重点的に耐震化すべき地域</b>
①古い木造住宅等の密集地域
②地域の防災拠点地区（官庁街等）
③被害の発生しやすい地域（軟弱な地盤の地域、断層に近い地域等）

※ 軟弱な地盤の地域は、19 頁「液状化」図参照

<b>重点的に耐震化すべき建築物</b>
①生活の基盤となる建築物（住宅等）
②災害時に重要な機能を果たす建築物（災害対策本部、災害拠点病院、避難所等）
③多数の人々に利用される建築物（百貨店、ホテル等）
④倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物 （緊急輸送道路や生活道路沿いの建築物）
⑤災害時に多大な被害につながるおそれがある建築物（危険物貯蔵施設等）

引き続き、これらの取組を進めるとともに、平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、耐震診断の義務が課されることになった次の建築物について、所有者への啓発、支援策の創設等、耐震化の促進を図る取組を強化することとします。

<b>耐震診断義務対象の建築物</b>
①要緊急安全確認大規模建築物
②要安全計画記載建築物（避難路沿道建築物・防災拠点施設等）

表 耐震診断・改修促進施策の実施機関と役割

施策	実施機関	実施する施策の内容
普及・啓発	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震防災対策情報に関するテレビ番組の制作・放映による啓発</li> <li>パンフレットの作成・配布</li> <li>広報、耐震化啓発セミナー、出前講座による啓発</li> <li>情報の提供（概算平均的工事費用、被害想定、地震動予測等の地震関連情報等の提供）</li> <li>既存建築物の耐震相談窓口の開設</li> <li>防災関連機関との連携</li> <li>建築物防災週間、既存建築物防災点検や既存建築物の定期報告の機会を利用した指導の実施</li> </ul>
	野洲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの配布</li> <li>広報等による啓発</li> <li>情報の提供（地震防災マップ等）</li> <li>防災関連機関や地元自治会との連携</li> </ul>
	地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種情報の周知（パンフレットの配布等）</li> <li>広報等による啓発・周知</li> <li>地域の危険箇所の点検等地域防災対策の推進</li> </ul>
	建築関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの配布</li> <li>住宅・建築物の耐震に関する相談窓口</li> </ul>
技術者の育成・登録 診断員の養成	滋賀県 建築関係団体 (一財)滋賀県建築住宅センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断員養成講習会の開催</li> <li>建築技術者講習会の開催</li> <li>木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会の開催</li> <li>受講者の登録、県民への情報提供</li> </ul>
耐震診断	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町木造住宅耐震診断員派遣事業への支援</li> <li>市町既存民間建築物耐震診断促進事業への支援</li> <li>事業手法に応じた診断法の検討（伝統構法等）</li> <li>市町木造住宅耐震補強案作成事業への支援</li> </ul>
	野洲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断員派遣事業の実施</li> <li>既存民間建築物耐震診断促進事業の実施の検討</li> <li>木造住宅耐震補強案作成事業の実施</li> </ul>
	(一財)滋賀県建築住宅センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断員派遣事業の受託</li> <li>木造住宅耐震補強案作成の受託</li> </ul>
耐震改修計画の認定	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定制度の普及</li> <li>耐震改修計画の認定</li> </ul>
耐震改修	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町木造住宅耐震・バリアフリー改修事業への支援</li> <li>木造住宅耐震シェルター等普及事業</li> <li>改修技術、工法等の検討</li> </ul>
	野洲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の実施</li> </ul>
重点地区の 耐震性能の向上	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町との協議、連携、指導、啓発</li> </ul>
	野洲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地区の選定</li> <li>重点地区の整備の検討、指導、啓発</li> </ul>
重要建築物の 耐震性能の向上	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有建築物の耐震診断・改修の推進</li> <li>啓発、指導、指示等</li> <li>公共建築物の台帳整備（進行管理）</li> <li>建築物の台帳整備（進行管理）</li> </ul>
	野洲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市有建築物の耐震診断・改修の促進</li> <li>市所有の公共建築物の台帳整備（進行管理）</li> </ul>

## 4-2. 促進を図るための支援策

市民に対し既存建築物の耐震診断および耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の交付金制度、または補助金制度を活用しながら、引き続き既存住宅・建築物の耐震改修の促進を図ります。

また、耐震診断や耐震改修に対する融資制度や税の優遇措置、耐震改修促進法による建築基準法の特例措置といった支援策の周知を図ります。

表 耐震診断・耐震改修に対する助成措置

事業名	対象		内容	
	住宅	建築物	診断	改修
木造住宅耐震診断員派遣事業	○		○	
木造住宅耐震補強案作成事業	○			
木造住宅耐震・バリアフリー改修事業	○			○
既存民間建築物耐震診断促進事業	○	○※1	○	
避難路沿道建築物耐震化促進事業	※2	※2	○	
木造住宅耐震シェルター等普及事業	○			

※1 特定既存耐震不適格建築物等を対象

※2 県が指定する道路の沿道建築物

### (1) 木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）

市は、平成 15 年度から旧耐震基準で建築された在来木造住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）の無料耐震診断事業である「木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しています。

今後、さらに制度の PR、ならびに診断員に関する十分な情報提供を行い、制度活用への誘導を積極的に推進します。

表 木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要

（平成 28 年 2 月現在）

対象建築物	耐震診断の費用
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ウ 階数が 2 階以下かつ延べ面積が 300 ㎡以下のもの。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法の住宅ではないもの。 オ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。	無料（負担なし）

## (2) 木造住宅耐震補強案作成事業

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、市が行う耐震診断員派遣事業で耐震診断を受けた結果、耐震性がない（上部構造評点 0.7 未満）と判定された木造住宅の所有者が希望した場合に、その住宅の上部構造評点を 0.7 以上に引き上げる補強案の作成と概算費用の算出を行い、所有者に提供する事業です。

表 木造住宅耐震補強案作成事業の制度概要 (平成 28 年 2 月現在)

対象建築物	補助基本額
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ウ 階数が 2 階以下かつ延べ面積が 300 ㎡以下のもの。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法の住宅ではないもの。 オ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。	無料(負担なし)

## (3) 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業

木造住宅の耐震改修を進めるため、バリアフリー改修と併せて補助を行い、所有者の経済的な負担を軽減し耐震改修を促進する事業です。

今後も引き続き、制度活用による耐震改修実施への誘導を積極的に図ります。

表 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の制度概要 (平成 28 年 2 月現在)

対象建築物	補助金額
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。階数が 2 階以下かつ延べ面積 300 ㎡以下のもの。 ウ 木造軸組工法で、大臣等の認定を得た工法でないこと。 エ 総合評点または上部構造評点が 0.7 未満「倒壊の可能性が高い」とされたものを 0.7 以上とする。(バリアフリー工事を併せて行うことも可能) オ 木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の名簿に登録された設計者・施工者によるものであること。	(50 万円<対象工事費≤100 万円) 10 万円 (100 万円<対象工事費≤200 万円) 20 万円 (200 万円<対象工事費≤300 万円) 30 万円 (300 万円<対象工事費) 50 万円

表 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業への割り増し補助金の制度概要

事業名	事業内容	補助金額
・主要道路沿い耐震改修割増事業 (平成 20 年度事業制度化)	県が定める緊急輸送道路沿いおよび、市が定める避難路・通学路等沿道の住宅を耐震改修する場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	10 万円/戸 (木造住宅耐震・バリアフリー改修事業費補助制度の対象となる工事費が 50 万円超え 100 万円以下の工事は対象外)
・高齢者世帯耐震改修割増事業 (平成 20 年度事業制度化)	65 歳以上の高齢者を含む世帯が耐震改修工事をする場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	10 万円/戸 (木造住宅耐震・バリアフリー改修事業費補助制度の対象となる工事費が 50 万円超え 100 万円以下の工事は対象外)
・県産材利用耐震改修モデル事業費補助金 (平成 19 年度事業制度化)	木造住宅耐震・バリアフリー改修事業時に「木の香る淡海の家推進事業」の申請を同時に行い採択された場合、使用する県産木材の使用数量に応じ補助します。	(0.25 ㎡<県産木材利用量≤0.45 ㎡) 5 万円 (0.45 ㎡<県産木材利用量≤0.7 ㎡) 10 万円 (0.7 ㎡<県産木材利用量) 20 万円

#### (4) 既存民間建築物耐震診断促進事業

市は県と協力して、平成 12 年 9 月 1 日から昭和 56 年 5 月以前に着工された建築物および住宅に対し、耐震診断補助を実施しています。

表 既存民間建築物耐震診断促進事業の概要

(平成 28 年 2 月現在)

対象建築物	補助基本額	補助率	補助対象上限額
<ul style="list-style-type: none"> <li>○要緊急安全確認大規模建築物</li> <li>○特定既存耐震不適格建築物</li> <li>○要安全確認計画記載建築物（要件あり） 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号に定める民間建築物で同法施行令第 6 条第 2 項各号および第 3 項の要件に合致する民間建築物、法第 14 条に定める民間建築物および法附則第 3 条第 1 項に定める民間建築物の耐震診断に要する経費。ただし、設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は国の補助基本額で定める額を限度として加算することができる。</li> <li>○住宅（長屋・共同住宅） 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅（長屋・共同住宅）</li> </ul>	<p>下記の基準で計算した耐震診断費用と実際にかかった診断費用のうち、金額の少ない費用</p> <p>限度額算定基準（※ 延べ面積 A）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積 1,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 2,060 円/m<sup>2</sup></li> <li>・面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えて 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 1,540 円/m<sup>2</sup></li> <li>・面積 2,000 m<sup>2</sup>を超える部分は 1,030 円/m<sup>2</sup></li> </ul>	国 1/3 県 1/6 市 1/6 事業者 1/3	市が定める （県費上限） 1 棟あたり 50 万円 もしくは、市が補助する額（国庫負担分を除く。）の 1/2 以内
<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅（一戸建て住宅） 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅（一戸建て住宅）</li> </ul>	129,000 円/戸	国 1/3 県 1/6 市 1/6 事業者 1/3	（県費上限） 21,500 円/戸

※野洲市において既存民間建築物耐震診断促進事業は行っておりませんが、事業の実施の必要性について、今後検討します。

### (5) 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業

特に沿道の耐震化を進めるべき道路として、平成 25 年改正耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき指定された道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）の耐震診断とその結果の報告を義務付けています。その診断費用について本事業により助成し、引き続き沿道の建築物の耐震化の促進を図ります。

表 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業の概要

対象建築物	補助基本額
耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき指定された道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物	(1) 延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物の場合は 3,500 円/m <sup>2</sup> (2) 延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物の場合は 2,500,000 円+1,000 円/m <sup>2</sup>

※野洲市内に法に基づき指定された道路はありません。

### (6) 木造住宅耐震シェルター等普及事業

耐震シェルターや防災ベッドは、地震による住宅の倒壊から、一定の安全な空間を確保するための命を守る装置であり、その設置にかかる費用の一部を助成します。

表 木造木造住宅耐震シェルター等普及事業の概要

対象建築物	補助基本額
昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され完成している個人木造住宅で、耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと診断(評点 0.7 未満)されたもの	耐震シェルター等の本体およびその設置に要する費用 補助金額：20 万円 (県費のみの場合)



## (7) 耐震改修促進法による支援措置の概要

「耐震改修促進法」により、耐震改修計画の認定を受けた建築物について、以下の支援措置が講じられていることから、これらの周知を図ります。

### 【建築基準法の特例】

#### ①既存不適格建築物の制限の緩和

安全性の向上を図るための耐震改修を行う場合、既存不適格の内容がやむを得ないと認められるものについては既存不適格部分の改修を行わなくてもよいこととなりました。

#### ②耐火建築物に関する制限の緩和

耐震改修工事により、やむを得なく耐火建築物に関する規定に適合しなくなる場合、火災を早期覚知できる一定の措置が講じられれば、当該規定は適用されません。

#### ③建築確認手続きの特例

計画の認定をもって建築確認とみなされ、建築基準法の手続きが簡素化されます。

#### ④耐震改修計画の認定基準の緩和および容積率・建ぺい率の特例

新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事拡大および容積率・建ぺい率の特例措置が拡充されました。

### 図 容積率・建ぺい率の特例の改正概要

認定対象となる工事の拡大

#### ■ 現行

建物形状の変更を伴わない改築や、柱・壁の増設による増築などに対象工事が限定



#### ■ 平成 25 年法改正後

増築や改築の工事の範囲の制限を撤廃(これより耐震改修計画の認定を受けられる工事範囲が拡張され、外付けフレーム工法などの床の増築を伴う耐震改修工法も耐震改修計画の認定対象となる)

出典：「耐震診断・耐震改修のススメ」((一社)建築性能基準推進協会)

#### ⑤区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件が緩和されました。

## (8) 耐震性に関する表示制度

耐震性を確保し認定を受けた建築物がその旨を表示できる法定制度について周知を図ります。



### 4-3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### (1) 業者情報等の情報提供の拡充

リフォーム事業者・工務店は、市民が改修工事を行うときの最も身近な存在である一方、「悪質リフォーム」の問題があり、耐震改修が促進されない要因の一つとなっているとも考えられます。現在、これらの事業者に対する市民の不安を解消するために、市の担当窓口において、耐震改修の登録設計者、登録施工者情報についての市民からの相談について対応していますが、今後も継続して行うとともに、市のホームページに掲載するなど、身近に確認できるようにしていきます。

併せて、無料耐震診断の事業である『木造住宅耐震診断員派遣事業』、『木造住宅耐震補強案作成事業』および『木造住宅耐震・バリアフリー改修事業』について、引き続き周知を図っていきます。

また、木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者の登録名簿（耐震診断員、設計者等、施工管理者）を、市の担当窓口にて公開しています。

#### (2) 耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催

耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況は、次のとおりです。

表 耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況 (平成28年2月現在)

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
3	6	7	4	1	2	2
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
2	2	1	2	3	3	38

#### (3) インターネットによる情報提供

市では、耐震診断申込書等の各種申請書類のウェブサイト（ホームページ）による提供のほか、木造住宅の耐震補強工法等に関する新しい情報や、耐震改修実例の紹介をしています。

滋賀県では、ウェブサイトでの耐震改修セミナー、滋賀県木造住宅耐震診断員講習会、および滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会等の案内および木造住宅耐震・バリアフリー改修工事に関する設計者、施工者に関する情報提供を行っています。

さらに、滋賀県防災情報マップでは想定される地震に対しての推定震度分布および液状化危険度分布を公開しています。

一般財団法人滋賀県建築住宅センターのウェブサイトでは、耐震診断員派遣事業について、概要の公開を行っています。

一般財団法人日本建築防災協会のウェブサイトでは、各自治体および建築技術者への相談窓口の紹介、耐震診断・耐震改修を実施できる事業者の紹介を行っています。

耐震支援ポータルサイトでは、耐震診断、改修に関しての法令、補助制度の紹介、関

係する様々な情報提供を行っています。

■滋賀県（滋賀県防災ポータル）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html>

■滋賀県防災情報マップ

<http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

■一般財団法人滋賀県建築住宅センター

<http://www.zai-skj.or.jp/>

■一般財団法人日本建築防災協会

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

・耐震支援ポータルサイト

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/portal/index.html>

#### 4-4. 地震時の建築物の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化について、「4-2. 促進を図るための支援策」「4-3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備」と併せて、地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項についても取り組んでいきます。

##### (1) 液状化の対策

平成23年の東日本大震災では、数多くの場所で地盤の液状化による建築物の傾斜、倒壊が発生しました。

本市でも液状化予測は、19ページの図に示したとおりです。

##### (2) ブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉塞により、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があるため、ブロック塀の安全対策を行っていく必要があります。

具体的な取組として、防災パンフレット「できることから地震対策！！」等を通して、ブロック塀の危険度の自己チェックと、点検や補強に関する情報提供を行い、市民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていきます。

また、ブロック塀の適正な施工については、防災パンフレット等による啓発に加え、適切な施工について施工者団体への要請に努めます。

#### 図 ブロック塀の安全対策

**ブロック塀の安全対策**

不安定なブロック塀や門柱は、地震のときに凶器になってしまいます。しっかりと点検、補強しましょう。

**安全なブロック塀の目安**

- 傾きやひび割れ、破損箇所はないか。
- 高さが高すぎないか（2.2m以下、ブロック厚さ15cm以上）。
- 鉄筋は縦筋と横筋がきちんと固定されて入っているか。
- 基礎コンクリート（地下40cm以上埋め込む）はしっかりしているか。
- 支えとなる控え壁は設置されているか（3.4m以下の間隔で設け、40～60cmの長さを確保）。
- すかしブロックや面とりブロックなどの化粧ブロックはできるだけ使用しない。

3.4m以下  
40～60cm  
2.2m以下  
地下40cm以上

出典：「できることから地震対策！！」（滋賀県）

### (3) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

東日本大震災では、建築物の窓ガラス、外壁のタイルや屋外広告物の落下、また、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落が多く発生し、大きな被害につながりました。

地震発生時のこのような事故を防ぐため、市街地で人の通行が多い道路沿いや避難路沿いの建築物の窓ガラス、外壁に使われているタイルや屋外広告物、大規模天井等の落下防止対策に関する技術的な情報提供を行っていきます。

特に、落下すれば大きな被害につながるおそれのある大規模天井等については、建築基準法に「特定天井」の構造方法が定められるとともに、災害応急対策の実施拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設、固定された客席を有する劇場、映画館等既存建築物について、その改修を行政指導できることになりました。このことについて、建築物の所有者、管理者等に対する啓発・指導に努めていきます。

### (4) エレベーターの地震防災対策

東日本大震災ではエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形等が複数箇所が発生したため、建築基準法施行令が平成 26 年に改正され、釣合おもりの脱落防止構造の強化や、地震に対する構造上の安全性を確かめるための構造計算の規定が追加されるなど、エレベーターの脱落防止対策に関する規定が定められました。

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

また、現行指針に適合していない既存のエレベーターについては、建築基準法による定期検査の機会を活用し、建築物の所有者、管理者等に対し、耐震安全性の確保、地震時管制運転装置の設置、閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備等、現行指針における地震防災対策に関する情報提供を行うように努めます。

### (5) エスカレーターの地震防災対策

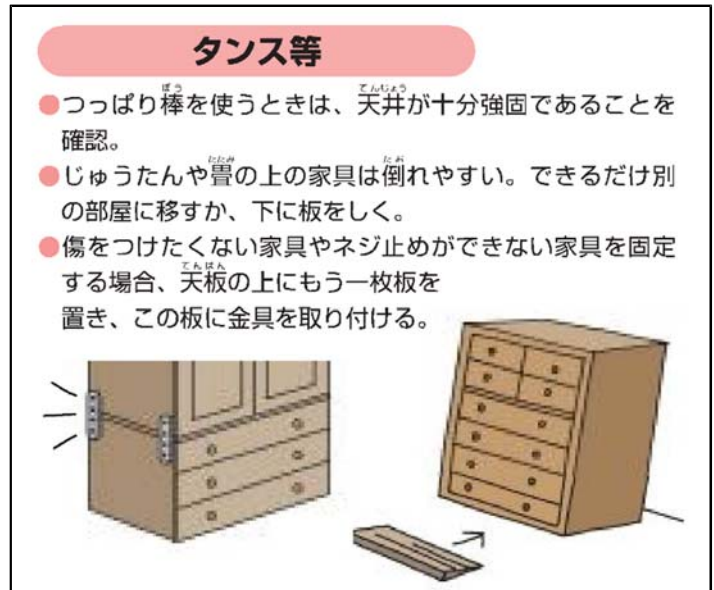
東日本大震災ではエスカレーターの脱落が複数箇所が発生したため、建築基準法施行令が平成 26 年に改正され、エスカレーターの脱落防止対策に関する次のような関係規定が定められました。

- ・十分な「かかり代」を設ける構造方法
- ・脱落防止措置（バックアップ措置）を講じる構造方法

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

## (6) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷すること、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、市民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」等を通じて、家具転倒防止の対策を市民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図っていきます。



出典「できることから地震対策！！」（滋賀県）

## (7) その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策

東日本大震災では住宅等に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生しました。これらはアンカーボルト等による緊結方法が不適切であったことから、告示「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」が平成25年に一部改正施行され、給湯器等の設置状況等に応じて規定された仕様の固定方法とするか、構造計算により確認するかのいずれかの方法で、地震に対する安全確保を図ることと定められました。

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

## (8) 地震時の住宅火災の防止について

大地震の発生時における、電気設備、熱源等の損壊による住宅火災の発生を防止するため、感震ブレーカの導入等、その対策についての情報提供を行います。

#### 4-5. 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

個人住宅や共同住宅、長屋等において、耐震改修工事の実施にあたって、その工事の規模によっては、仮住居への移転が必要となる場合も想定されます。

計画認定建築物（耐震改修促進法第 19 条）である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者は、地域優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅）の空き家を仮住居として有償で活用できるため、必要に応じてその情報提供を行います。

#### 4-6. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地近接地の減災対策を推進します。

また、地震に伴う建築物の敷地の被害を軽減するため、敷地の液状化や滑動崩落の危険性に関する情報等を提供することにより、敷地被害の未然防止や減災対策についての啓発等を行います。





## 5-2. 相談体制の整備および情報提供の充実

現在、既に耐震診断等の相談窓口を設けており、「木造住宅耐震診断員派遣制度」「木造住宅耐震・バリアフリー改修事業」等に関する具体的な支援方策について、十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

## 5-3. パンフレット・セミナー等市民への啓発の推進

市は県と連携して、建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、および知識の普及を積極的に推進します。

具体的には、耐震診断・耐震改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成や市民への配布等を行います。特に、耐震診断を受けていない建築物の所有者へのパンフレットを配布し、耐震診断・耐震改修の実施を促す等、耐震化に向けた施策を進めます。

また、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めるとともに、各種建築関係団体、NPO関係団体と連携し、市民からの相談に応じます。

その他、次のような各施策と連携し、普及・啓発に努めます。

### (1) 防災点検・パトロール

年2回建築物防災週間に実施している防災点検等の機会を通じて、地震防災対策の推進について、建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

### (2) 住宅月間

毎年10月は「住宅月間」として、催事などを通じ住宅に関し広く普及・啓発を行うとともに、市民に対する地震防災対策に関する情報提供を行います。

### (3) 防災訓練

防災訓練を活用し、建築物の地震防災対策に対する意識向上に努めます。

### (4) 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告結果により、地震防災対策を積極的に行っていくよう、報告の対象となる建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

### (5) 各種調査

既存建築物における地震対策等の調査（窓ガラスの地震対策等）を通じて、既存建築物の所有者、管理者等に対し、地震対策の啓発を行います。



#### 5-4. 自治会等との連携

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

このことから、市は自治会等と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の意識向上に努めるものとします。

#### 5-5. 減災教育による人材育成

小学校では、総合的な学習の時間を活用した減災教育に取り組んでいるところもあります。

市は、減災意識の向上と減災行動の気運をさらに盛り上げ、地震に強い地域づくり、人づくりを推進するために、減災教育の講師派遣等、積極的な支援を行います。

## 6. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

### 6-1. 所管行政庁との連携

所管行政庁は、地域内の全ての特定建築物の状況を調査し、特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施するよう努めることとされています。

また、指導・助言に従わない場合等については、必要に応じ指示を行い、指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合には、公表を行う等所要の措置を講じることとされています。

これより、市は、所管行政庁である県と連携し、本計画を推進します。

### 6-2. 新たに建築される建物の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査の徹底を図ります。

### 6-3. 県等への要請

市は、本計画の推進に当たり、必要がある場合には、県や関係団体等に協力要請や要望等を行います。